

## 「文の京」普及要綱

平成14年12月11日  
14文総総第1601号区長決定

### (目的)

第1条 この要綱は、文京区基本構想（平成13年7月文京区告示第59号）において規定された「文の京」の名称が文京区に帰属し、文京区を称するものとし、その名称の普及及び使用について定めることを目的とする。

### (名称の普及)

第2条 区長は、「文の京」の名称の普及に努めるものとする。

2 区で実施する事業、行事等には、可能な限り、「文の京」を冠するものとする。

3 区で使用する封筒等の事務用品、区で発行する印刷物、出版物等には、「文の京」を付するよう努めるものとする。

### (使用の承認)

第3条 区長は、「文の京」の名称の普及に有用であると認められた場合で、次に掲げるときは、その使用を承認するものとする。

(1) 「文の京」の名称を用いた商品その他の物の提供を行うとき。

(2) 「文の京」の名称を用いた役務の提供を行うとき。

(3) 「文の京」の名称を用いた事業を実施するとき。

(4) その他「文の京」の名称を用いて、不特定又は多数の者に情報を提供するとき。

### (承認の基準)

第4条 「文の京」の名称の使用承認に当たっては、次の各号に掲げる基準によらなければならない。

#### (1) 使用する者の承認基準

ア 本区の住民、区内事業者、区内法人等本区内で活動を行っているもの

イ その他本区に係る者で、区長が認めたもの

#### (2) 商品、役務、事業等の内容についての承認基準

ア 区の行政の運営及び施策の推進に関する一般方針に反しないものであること。

イ 公序良俗に反するものその他社会的な非難を受けるおそれのあるものでないこと。

ウ 宗教的又は政治的色彩を有しているものでないこと。

エ 使用者が自己の商標の一部とするなど、独占的に使用するものでないこと。

オ その他「文の京」の名称を用いることで区の信用や品位を損なうおそれのあるものでないこと。

#### (3) その他の承認基準

ア 商品若しくは役務の提供者又は事業の主催者の存在が明確であること。

イ 商品若しくは役務の提供者の提供能力又は事業の主催者の事業遂行能力が十分であると判断されるものであること。

ウ 商品若しくは役務の提供者又は事業の主催者が信用しうるものであること。

### (承認の申請)

第5条 「文の京」の名称の使用承認に当たっては、申請書（別記様式第1号）に次の各

号に掲げる書類を添付させなければならない。

- (1) 使用者の存在、基礎を明らかにする書類
- (2) 役員その他関係者の住所又は身分等を明らかにする書類
- (3) 使用の目的及びその計画を明らかにする書類（収支予算書を含む。）
- (4) その他使用承認に当たって区長が必要と認めた書類

2 前項の規定にかかわらず、区長は、「文の京」の名称を使用する者に説明を求めることによって、書類の添付に代えることができる。

3 区の後援名義又は紋章とともに、「文の京」の名称を使用するときは、本要綱による申請を要しない。

（承認の通知）

第6条 第4条に規定する承認基準に照らし、「文の京」の名称の使用を承認するときは、承認通知書（別記様式第2号）を申請者に交付するとともに、次の各号に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 使用承認後、使用計画に変更があった場合は、直ちに届け出ること。
- (2) 使用終了後は、その実績について報告書を提出すること。
- (3) 使用承認後3年間、承認した内容に沿った使用がなされない場合は、承認を取り消すことがあること。
- (4) その他「文の京」の名称が適正に使用されるため必要な事項

（承認の取消し）

第7条 次の各号の一に該当するときは、使用承認を取り消すことができる。この場合においては、理由を付した書面をもってしなければならない。

- (1) 使用承認の際に付した条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により使用承認を受けたとき。
- (3) その他使用承認を取り消すべき重大な事由が生じたとき。

（無断使用等に対する措置）

第8条 「文の京」の名称の無断使用等に対しては、事情を調査した上、本要綱に定める基準に沿った形での使用を求めるものとする。

2 前項の措置にもかかわらず、なお本要綱に定める手続を逸脱し、本区の信用や品位を損なう等の使用に対しては、警告を発し、又は商標法、不正競争防止法等に定める法的措置を含めた対抗手段を講ずるものとする。

3 前2項の措置に際し必要と認めるときは、関係機関に対し情報の照会、提供等を行うものとする。

（所管）

第9条 本要綱による普及に係る事務は、それぞれ最も関係の深い部課において所管する。

2 本要綱による「文の京」の使用に係る事務は、総務部総務課において所管する。

（委任）

第10条 その他本要綱に定めのない事項については、別に区長が定める。

別記様式第1号（第5条関係）

年 月 日

文京区長 様

住 所

使用 者 名

代表者氏名

印

「文の京」の名称使用について（申請）

「文の京」の名称使用について、下記のように申請いたします。

記

1 申請理由

2 使用目的

3 使用期間

4 使用内容

5 添付資料（使用計画書、収支予算書、過去の実績、団体規約、団体役員名簿、ポスター・パンフレット等）

別記様式第2号（第6条関係）

文 書 番 号  
年 月 日

様

文京区長 印

「文の京」の名称使用について（承認）

年 月 日付けで申請のありました「文の京」の名称使用について、  
下記のとおり承認いたします。

なお、実施に当たっては、下記のことを遵守してください。

記

- 1 使用内容
- 2 使用期間
- 3 使用計画変更の届出  
使用計画に変更があった場合は、速やかに届出願います。
- 4 実績報告書の提出  
使用終了後、速やかに実績報告書を提出願います。
- 5 未使用による承認の取消し  
本承認後3年間、承認した内容に沿った使用がなされない場合は、承認を  
取り消すことがあります。